

規制支援業務における実効性向上並びに中立性及び透明性の確保の考え方  
の制定について(案)

令和8年3月4日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力安全・防災研究所

## 1. 概要

令和6年度の第13回規制支援審議会において、原子力安全・防災研究所(以下「当研究所」という。)の業務全般に対する実効性、中立性及び透明性の確保のための考え方(案)を提示し、ご意見をいただいた。そのご意見等を反映して内容を見直し、新たにその考え方(案)を作成した。本資料は、その新たな考え方(案)の制定に係る経緯、ポイント及び今後の対応をまとめたものである。

## 2. 経緯

原子力機構が達成すべき業務運営に関する目標(中長期目標)では、当研究所の業務について、実効性、中立性及び透明性を確保しつつ、業務を進めることとされている。このため、従来から原子力規制委員会からの受託事業の進め方について、ルール(※1)を定めて業務を進めてきた。他方、当研究所の業務全般に対して、その考え方を示すことは重要である。

また、安全研究の実効性を高めるためには、実際の原子力施設の運用や開発等を担う原子力事業者等との連携は必要不可欠である。昨今、原子力規制委員会においても、継続的な安全性向上をより適切に推進していくために、原子力事業者等との安全研究及び技術開発に関する技術的な意見交換を開始している。

当研究所は、原子力規制委員会の技術支援機関として、原子力事業者等と連携するに当たって、中立性及び透明性を確保する必要がある。そこで、これらに対する方針を明確にするとともに、原子力事業者等との間での資金・人員の流れや共同研究の実施等についての考え方を別紙1のとおり取りまとめた。

## 3. 新たな考え方作成のポイント

これまで原子力規制委員会からの受託事業に限定していたルールを、当研究所の業務全般に拡張するとともに、業務遂行に必要な実効性、中立性及び透明性の確保に対する方針を明確化した。

原子力事業者等との連携に関して、資金の受け入れはこれまでどおり原則禁止する一方、出向者の受け入れは、その範囲をデータ取得に限定することによりすべての業務で認めることとした。

透明性に関しては、原子力事業者等との連携についての必要性等を公開できるようにし、疑義が生じる可能性のある業務について、規制支援審議会の外部有識者からの意見を尊重することは、これまでと同様とした。

#### 4. 今後の対応

今回の規制支援審議会においてご意見をいただき、それらを反映した上で、新たな考え方を令和 8 年 4 月 1 日を目途に試運用を開始したい。1 年程度の試運用後は、再度、規制支援審議会にその状況及び必要な見直し等を行った上で報告し、制定することとしたい。別紙 1 については、試運用の時点から当研究所のホームページに掲載することを予定している。

なお、原子力規制委員会からの受託事業に関する現行のルールについては、今回取りまとめた新たな考え方に包含されると考えるものの、新たな考え方の試運用期間は併用し、新たな考え方の制定をもって廃止することとしたい。

以上

※1:規制支援に直結する原子力規制委員会からの受託事業の進め方について ー中立性・透明性の確保についてー、策定 平成 27 年 2 月 16 日、最終改定 令和 6 年 11 月 1 日、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力安全・防災研究所 安全研究センター・原子力緊急時支援・研修センター

## 規制支援業務における実効性向上並びに中立性及び透明性の確保の考え方

(案)

令和8年3月4日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力安全・防災研究所

日本原子力研究開発機構(以下「原子力機構」という。)が達成すべき業務運営に関する目標(中長期目標)では、原子力安全規制行政及び原子力防災への技術的支援に係る業務を行うための組織を区分し、当該業務の実効性、中立性及び透明性を確保しつつ、業務を進めることとされている。このため、原子力機構では、原子力安全・防災研究所(以下「当研究所」という。)を原子力施設の管理組織から区分し、規制支援業務を実施している。ここで、当研究所においては、規制支援業務の実効性の向上とともに、中立性及び透明性を確保する必要があるため、以下の行動方針を定める。

実効性に関しては、産学官連携や国際協力を強化することにより、最新の技術知見や現場情報(実機データ等)を積極的に取り入れるとともに、必要な予算・人員・設備等のリソース確保に努める。これらを通して、原子力安全規制行政及び原子力防災に対する支援の技術的妥当性の説明性や質の高い成果を最大化していく。

中立性に関しては、規制行政の技術支援機関としての業務について、特定の組織の利益や政治的・経済的な影響を受けないよう、科学的・技術的な根拠に基づいて進める。

透明性に関しては、成果は原則として公開することとし、研究計画やデータの取得方法、結論に至った過程、研究資金等について、原子力機構の規程に沿って公開できるようにする。

これらの方針を具体化するため、当研究所では、次の事項を原則として設定する。

- ① 利益相反を防ぐため、当研究所の本務者は、原子力事業者等(※1)との連携において、委託研究等による資金の提供を受けないこととする。なお、原子力規制委員会からの受託事業を実施する際は、原子力機構内における原子力施設の管理組織からの兼務者や再委託先における従事者に対しても同様の原則を適用する。また、原子力事業者等と共同研究を実施する場合には、その最終的な成果創出は独自に行うこととする。
- ② 原子力事業者等から受け入れる人員には、共通基盤的データの取得と共有を除き、利益相反に陥る可能性のある出身組織の業務に密接に関連する業務には従事させないこととする。

- ③ 透明性を確保するため、成果公開の方針に加えて、原子力事業者等を含む外部組織との連携については、その必要性及び内容、資金負担の状況を明らかにする。

これらの原則に沿わないか、あるいは沿うことが明確ではない事項のうち、前述の行動方針に合致する業務の方法については、事前に規制支援審議会(※2)の外部有識者からの意見を尊重して実施する。

これらを踏まえて、社会的に価値や質の高い研究成果を創出し、当研究所の使命を果たすとともに、社会への実装を目指す。

以上

※1:原子力に係る加工、貯蔵、再処理若しくは廃棄の事業を行い、又は発電用原子炉を設置する者(独立行政法人、大学、公益社団法人及び公益財団法人を除く。)を「原子力事業者」といい、原子力事業者並びに、その子会社及び団体(電気事業連合会、一般財団法人電力中央研究所及び一般社団法人日本原子力産業協会並びにこれらに準じる組織をいう。)を「原子力事業者等」と定義する。

※2:原子力安全・防災研究所が実施する規制支援活動が十分な中立性と透明性を確保しているかについて、その方策の妥当性や実施状況を基に審議する。原子力規制庁からの推薦者を含めて、コンプライアンス、安全研究、核不拡散・核セキュリティ、原子力防災の分野に精通する外部有識者で構成されている。なお、審議の概要や配布資料は、当研究所ホームページ内に公開している。